令和７年（フ）第３１３号
福岡県小郡市寺福童302番地１　プレアデス小郡Ⅱ　202号
破産者　古賀　哲治
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第２２９号
愛知県刈谷市神田町２―30　医療法人成精会刈谷病院、住民票上の住所愛知県田原市古田町寺ノ前176番地１
破産者　小川　典子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２５９号
大阪府和泉市府中町四丁目21番１―603号
破産者　田中　亮子
異議申述期間　令和８年10月20日まで
令和８年８月25日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１９６２号
大阪市西成区中開２丁目２番22―318号
破産者　辰巳富喜美
異議申述期間　令和８年10月22日まで
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３５９号
大阪府東大阪市足代２丁目７番27号
破産者　株式会社ＨＩＤＥ
異議申述期間　令和８年10月22日まで
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３６０号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1040番地１　グランドール　302
破産者　中原　秀明
異議申述期間　令和８年10月22日まで
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３９１号
大阪府東大阪市三島２丁目17番22号　Ｂｅｌｇｉｑｕｅ　鴻池　103
破産者　山中　祥平
異議申述期間　令和８年10月22日まで
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２２６２号
大阪市北区西天満４丁目９番２号　西天満ビル506号、住民票上の住所兵庫県伊丹市御願塚２丁目５番21号
破産者　柴　　勝
免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
令和８年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号
福井県小浜市和久里9号1番地3
清算株式会社　株式会社豊和自動車整備
代表清算人　早川浩司
１　決定年月日　令和８年８月２０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（ヒ）第６号
福岡県うきは市浮羽町西隈上１番地２
清算株式会社　株式会社高木商店
代表清算人　高木泰三郎
１　決定年月日　令和８年８月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所久留米支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１４号
岐阜市加納黒木町二丁目１番地
清算株式会社　佐藤正株式会社
１　決定年月日　令和８年８月２１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第６号
京都市右京区西京極東池田町３９番地　アフリー太田６０１
清算株式会社　株式会社カランド
１　決定年月日　令和８年８月２１日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日（以下「本確定日」という。）において清算株式会社のすべての財産を換価回収した金銭から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額（以下、「弁済原資」という。）がある場合には、協定債権者らに対し、本確定日から２か月以内に当該弁済原資をその債権額に応じて按分して支払う。
２　前項の支払いがされたときは、清算株式会社は、協定債権者から、残債務の免除を受ける。
３　なお、本確定日において弁済原資がない場合、清算株式会社は、協定債権者らに対し、本確定日から１か月以内に弁済原資がない旨を通知するものとし、当該通知が協定債権者らに到達した時点で残債務の免除を受ける。
４　清算株式会社の清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権については、随時に弁済する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第２項又は第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

令和７年（再）第８号
東京都台東区浅草橋四丁目１９番８号浅草橋ビル
再生債務者　ステップエンジニアリング株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
令和8年8月24日
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１１８号
埼玉県新座市馬場三丁目３番５号
再生債務者　松浦　亜海
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月１日から令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１４７号
千葉市中央区仁戸名町416番地７
再生債務者　村石　俊也
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１６３号
千葉県船橋市海神１丁目26番18号　サニーコーポＢ棟101号
再生債務者　閑林　拓海
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係